◎議案第 3号 平成25年度白老町後期高齢者医療事業特別会 計補正予算(第2号)

○議長(山本浩平君) 日程第 10、議案第 3 号 平成 25 年度白老町後期高齢者医療事業特別 会計補正予算(第 2 号)を議題に供します。

提案の説明を求めます。

南町民課長。

〇町民課長(南 光男君) 議案第3号でございます。平成25年度白老町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号)。

平成25年度白老町の後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 111万 3,000円を減額し、歳入歳出 予算の総額を歳入歳出それぞれ 2億6,766万 7,000円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の 金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成25年12月6日提出。白老町長。

以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

- ○議長(山本浩平君) ただいま提案の説明が終わりました。
 - これより本案に対する質疑を許します。質疑のあります方はどうぞ。
 - 3番、斎藤征信議員。
- ○3番(斎藤征信君) 斎藤でございます。 7ページ、今回の補正で連合への事務費負担金が 150 万円減だと。先ほど一般会計の中にもありましたけれども、高齢者の医療給付負担金 2,000 万円減。こういうふうになっているのですが、これは安定化基金積立金の中の 81 億円を 取り崩して実施した結果こういうふうなことが起きのるかというふうな読み方をしているのですが。広域連合議会は今ずっとやっていたところですが、その報告を見まして確認のために質 問したいのですが、来年の見直しの中で高齢者医療の保険料が 11%程度増になるというふうに 議論されているのだそうです。これは 11%上がったらすごく大きな負担かと。基金の残もあと 22 億円ぐらいしかないと書いてあったのですが、それはそれとして、しかもことし 2 月に保険 料軽減の特例措置というのが全廃する。それを順次縮小していく方針を立てたということですが、ずっと読みますと、これで 9 割軽減の人で全道的には 30 万人に影響するというふうに言われているのです。 そうすると町も相当な影響を受けるというふうに思うのですが、町への影響というのはどんなふうに考えられているのか。わかりましたら答えていただきたいと思います。
- 〇議長(山本浩平君) 南町民課長。
- **〇町民課長(南 光男君)** 今後の制度改正の中での軽減の縮小ということだと思いますけれども、ちょっと金額的なものだとかは言えませんけれども、縮小されるということは白老町の負担が軽減されて、本人、被保険者の負担がふえるということになると思います。ですから、

逆に言うと、町の負担は減るということになろうかと思います。その実際の数字までは持って きておりませんので、まだ明確に示されておりませんので、縮小となるとそういう形になると 思います。

以上です。

- 〇議長(山本浩平君) 3番、斎藤征信議員。
- ○3番(斎藤征信君) これからだということで問題はこれからになるわけですけれども。ただ、白老の場合低所得者の人たちというのはかなり多いと思いますので、こういうふうなことが起こるとどういう状況が起きるのかということは、やはり事前にちゃんと押さえておかなければならないというふうに思うのです。そのことでいうと、北海道の後期高齢者一世帯の所得というのは全国で 36番目だそうです。平均よりもずっと低くなっていると。その 58%は公的年金控除所得額が 120万円以下だという、この暮らしというのは大変なものだろうと。白老も大体このような状況なのかと。被保険者が年2万人ずつふえていくということだそうですけれども、そうなると大変だという心配があって、軽減の特例措置が全廃になるとこの影響というのは相当なものではないかという気がしています。

もう1つお聞きしておきますけれども、制度開始から23年度まで均等割と所得割の比が50対50、平準化していた。ところが24年、25年のものを見ますと、均等割52.5%、そして所得割が47.5%になっているのです。これは逆かと思ったのです。均等割が高くなれば低所得者の人がすごく困るわけです。所得割のほうが高くなるのであればわかるのだけど。ところが国のほうでは55対45にしろというところまで主張しているそうですけれども、それが、今均等割が52.5%と2.5上がったわけです。そうすると、これは広域連合が決めることだから仕方がないのだけれども、これはもう実際に実施されているわけで、これを町の影響としてどんなふうな見解を持っているのか。そこの部分を伺いたいのです。

- 〇議長(山本浩平君) 南町民課長。
- ○町民課長(南 光男君) 均等割と所得割ということでございますけれども、均等割に対しては法的な軽減措置がされております。ですから、所得割、均等割が五分五分というのが理想な体系だと思いますけれども、ただ、全体的な医療費の見込みを立てた中で所得の状況だとかも緩和した中でそういう 52.5 対 47.5 ということになろうかと思いますけれども、これが逆に均等割が下がると今度は減額軽減措置では軽、減を受けられる方は被保険者の負担が少なくなるかと思いますけれども、その辺はやっぱり全体的な中での 52.5 対 47.5 という形になろうかと思います。町としてこれがどういうふうに影響するかというよりも、被保険者の方々がどういう負担になっていくかということになろうかと思います。それに合わせてもし軽減がふえるのであれば白老町はその 4 分の 1 を負担していますので、その分は影響があろうかと思います。以上です。
- ○議長(山本浩平君) 3番、斎藤征信議員。
- **〇委員(斎藤征信君)** 均等割が大きくなるのも高齢者の低所得者に対する救済というものがあるからだという話なのです。そうすると、低所得者の救済措置というのはどういう状態なの

か。本当に間に合うだけのものがあるのか、救済されているのかということなのです。今度、 年金は下がるわ、消費税は上がるわということがかぶさってくる。全部それはそういう低所得 者に負担が重くのしかかってくる性質のものです。そういうものもかかってくると低所得者が 救済されているというふうなことが実証されていなかったら、ただ言葉の上だけで救済されて いるのだからということでは成り立たないのだろうと思うのです。そうすると、本当に町とし ての措置というのはどういうふうにしなければならないかと。そのあたりをしっかり立てなけ ればならないというふうに思うのですけれども。これはこれからの問題なのかもしれないけれ ども、実際にそういうところに低所得者が置かれていると。後期高齢者ですからもう収入がな いわけですから。ですから、そのあたりの対策というのをもっと考えるべきではないかという ふうに考えるのですけれどもいかがでしょうか。

〇議長(山本浩平君) 南町民課長。

○町民課長(南 光男君) 後期高齢者医療制度につきましては、町独自でやっている医療制度ではありませんので、広域連合と連携してやっている医療保険制度でございますので、全道の中で白老町も大変な、やっぱり高齢者の方の所得が非常に少ないということで、やはり軽減を受けている方も被保険者の全体の70%ほど軽減措置を受けております。ですから、所得がかなり低いかと思いますけれども、ただ、それらを何かの形で広域連合に要望しても、その辺がどういういうふうに取り扱われるかわかりませんけれども、新たな後期高齢者に対しての町独自の何か制度を、助成するとか、軽減措置をとるようなことはかなり今の財政状況では難しいかと思ってございます。

以上です。

○議長(山本浩平君) ほかございませんでしょうか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(山本浩平君) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(山本浩平君) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第3号 平成25年度白老町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号)、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

[挙手全員]

〇議長(山本浩平君) 全員賛成。

よって、議案第3号は、原案のとおり可決されました。